

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和5年8月17日

高知県知事

1 取消し年月日

令和5年8月17日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

細川 博史
二級建築士
第5590号

3 取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。